

令和5年4月1日

静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金の取扱開始について

J Aバンク静岡・静岡県信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 田代 芳彦）は、病原性鳥インフルエンザの被害により損失が発生した農業者の農業経営の再建と継続を支援するため、静岡県による金融支援を活用し、損失が発生した農業者に金利・保証料の負担が発生しない「静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金」の取扱いを下記のとおり開始します。

記

1. 概要

(1) お借り入れ対象者

病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、所有する家畜の殺処分や移動制限等の措置が実施され、国や県からの手当金等の受給が見込まれる農業者

(2) お使いみち

国や県からの手当金等を受給するまでのつなぎ資金

(3) お借り入れ条件

① 限度額

静岡県の農林事務所が損失発生農業者に提示した「手当金の試算額」を限度額といたします。

② 貸付利率

年1.0%以内

※ ただし、静岡県からの利子補給により金利負担は発生いたしません。

③ 保証・担保

保証人及び担保の徴求はありませんが、原則、静岡県農業信用基金協会の債務保証を付します。

※ ただし、静岡県により保証料相当額が全額助成されます。

2. 取扱開始時期

令和5年4月1日

以上